

令和6年3月28日開催

令和5年度  
燕市農業委員会第12回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第12回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年3月28日(木曜日)  
午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

(4) 議事

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第64号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第65号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第 66 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に  
関する意見について

議案第 67 号 農業委員会事務局職員の任免について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 治田祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

15 番 江辺 耕一 16 番 金山 吉夫

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は、ありません。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 26 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第 12 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 15 番 江辺 耕一 委員及び</p> <p>議席番号 16 番 金山 吉夫 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 31 号の報告を事務局に求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第 31 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 179 番 長辰字長崎、他の田、計 3 筆、5,278 m<sup>2</sup>、所有権移転に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 180 番 東太田字浜田潟の田、計 2 筆、230 m<sup>2</sup>、転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。</p> <p>質問等ありましたらお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質問なし)</p>

議 長	ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。
議 長	それでは、議案第 63 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 63 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 85 番 東太田字浜田潟の田、計 2 筆、230 m<sup>2</sup>、転用目的は店舗。契約内容は売買、令和 6 年 7 月 15 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 1～2 頁をご覧ください。</p> <p>当該地を購入し、生花、軽食販売を行う店舗を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 86 番 吉田法花堂字新田前の田、1 筆、1,565 m<sup>2</sup>、転用目的は駐車場 43 台。契約内容は売買、令和 6 年 11 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 3～4 頁をご覧ください。</p> <p>金属部品の精密加工業を行っており、現在駐車場として利用している土地に工場を建築する計画があるため、当該地を購入し不足する駐車場を整備するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 87 番 水道町三丁目の田、1 筆、383 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 6 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 5～6 頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでいますが、家族が増え手狭となったため、当該地を購入し住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>

事務局	<p>受付番号 88 番 吉田春日町の畑、計 2 筆、361 m<sup>2</sup>、転用目的は共同住宅 8 戸及び駐車場 12 台。契約内容は売買、令和 7 年 2 月 28 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 7～8 頁をご覧ください。</p> <p>当該地を購入し、共同住宅を建築するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断される所でございます。</p>
事務局	<p>受付番号 89 番 吉田寿町の畑、1 筆、160 m<sup>2</sup>、転用目的は建売住宅 1 棟。契約内容は売買、令和 6 年 9 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 9～10 頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、当該地に建売住宅 1 棟を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される所でございます。</p>
事務局	<p>受付番号 90 番 熊森字土免の田、1 筆、464 m<sup>2</sup>、転用目的は倉庫。契約内容は売買。令和 6 年 8 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 11～12 頁をご覧ください。</p> <p>農業用や建設用の機械の製造、販売業を営んでおり、既存の工場内で機械器具を保管してきましたが、手狭となってきたため、近隣の当該地を購入し倉庫を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される所でございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 3 月 19 日、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>

土田委員長	3月19日、午後1時30分より、市役所3階301会議室で、第2事前審査委員会、出席委員12名による審査の結果、「農地法第5条の規定による許可申請」6件、異議がなかったことを報告致します。
議長	只今、土田委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議長	次に議案第64号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第64号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。所有権の移転であります。 受付番号12番 佐善字切替、他の田、計3筆、7,151㎡、移転時期は令和6年4月25日、対価は〇円、引渡し時期は令和6年4月30日。位置図は議案資料の13頁をご覧ください。
事務局	続いて、利用権設定であります。新規設定のみ読み上げさせていただきます。 受付番号115番 小古津新字境浦の田、計6筆、2,813㎡、設定期間は令和16年4月5日までの10年になります。以下、対価はお読み取り下さい。
事務局	受付番号116番 柳山字前畑の田、1筆、836㎡、設定期間は令和11年4月5日までの5年になります。
事務局	受付番号117番 柳山字前畑、他の田、計4筆、4,254㎡、設定期間は令和11年4月5日までの5年になります。
事務局	受付番号118番 佐渡山字川上の田、1筆、213㎡、設定期間は令和

事務局	16年4月5日までの10年になります。
事務局	受付番号119番 佐渡山字川上、他の田、計24筆、16,469.3㎡、設定期間は令和16年4月5日までの10年になります。
事務局	受付番号120番 佐渡山字川中、他の田、計14筆、21,403㎡、設定期間は令和16年4月5日までの10年になります。
事務局	受付番号121番 佐渡山字川中の田、計4筆、5,599㎡、設定期間は令和16年4月5日までの10年になります。
事務局	受付番号122番 佐渡山字川中の田、1筆、198㎡、設定期間は令和16年4月5日までの10年になります。
事務局	受付番号123番 佐渡山字川中の田、1筆、1,020㎡、設定期間は令和16年4月5日までの10年になります。
事務局	受付番号124番 佐渡山字浦谷地の田、計4筆、2,138㎡、設定期間は令和16年4月5日までの10年になります。
事務局	新規設定については、10件、60筆、54,943.3㎡となります。 再設定については、5件、38筆、46,263㎡となります。 利用権設定の合計は、15件、98筆、101,206.3㎡となります 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転1件、利用権の新規設定10件、再設定5件、異議がなかった事を報告します。
議長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告

議 長	<p>のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 65 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 65 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p>
事務局	<p>はじめに公社借入の 10 年の農用地利用集積計画であります。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 440 番 長所字前田川東、他の田、計 6 筆、3,402 m<sup>2</sup>、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 16 年 3 月 31 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>10 年の公社借入は、11 件、71 筆、99,345 m<sup>2</sup>となります。</p>
事務局	<p>次に、14 ページをご覧ください。8 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 451 番 小牧字江端の田、計 6 筆、4,393 m<sup>2</sup>、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 8 年になります。</p>
事務局	<p>次に、15 ページをご覧ください。7 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 452 番 溝古新字石塚の田、計 2 筆、6,000 m<sup>2</sup>、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 3 月 5 日までの 7 年になります。</p>
事務局	<p>次に、16 ページをご覧ください。5 年の集積計画であります。</p> <p>受付番号 453 番 杉柳字杉柳の田、計 6 筆、5,878 m<sup>2</sup>、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年になります。</p>

事務局	5年の公社借入は、4件、25筆、31,851㎡となります。
事務局	続きまして、公社貸付の10年の農用地利用集積計画であります。 受付番号249番 小高字下割前、他の田、計5筆、2,373㎡、設定 期間は令和16年3月31日までの10年であります。
事務局	10年の公社貸付は、14件、71筆、99,345㎡となります。
事務局	次に、20ページをご覧ください。8年の集積計画であります。 受付番号263番 小牧字江端の田、計6筆、4,393㎡、設定期間は 令和13年12月31日までの8年であります。
事務局	次に、21ページをご覧ください。7年の集積計画であります。 受付番号264番 溝古新字石塚の田、計2筆、6,000㎡、設定期間 は令和13年3月5日までの7年であります。
事務局	次に、22ページをご覧ください。5年の集積計画であります。 受付番号265番 杉柳字杉柳の田、計6筆、5,878㎡、設定期間は 令和11年3月31日までの5年であります。
事務局	5年の公社貸付は、4件、25筆、31,851㎡となります。 なお、関係委員の案件として、公社貸付の受付番号263番に笠原委員の案件があります。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号263番を除いて、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入17件、関係委員の案件である1件を除く公社貸付19件、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件について

議 長	<p>は、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号7番 笠原久幸委員は退室願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後1時53分)</p>
事務局	<p>それでは、関係委員の案件、公社貸付の受付番号263番について、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、受付番号263番について、異議がなかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後1時55分)</p>
議 長	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
議 長	<p>次に、議案第66号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第 66 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について」であります。</p> <p>農用地利用集積等促進計画の移転であります。</p> <p>受付番号 7 番 中川字中道上、他の田、計 4 筆、3,281 m<sup>2</sup>、残期間は令和 8 年 4 月 6 日までの 2 年であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 2 事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
土田委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の移転 1 件、意見は特になかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に議案第 67 号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 67 号「農業委員会事務局職員の任免について」です。</p> <p>令和 6 年 4 月 1 日付を以って、職員の異動があります。</p> <p>任を命ずる者、農業委員会事務局、主事、佐藤光琉。新採用職員となります。</p> <p>続いて、任を解く者、農業委員会事務局、主事、武石真弥。都市計画課への異動となります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第2事前審査委員会が開催されていますので、土田委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
土田委員長	審査の結果、「職員の任免について」意見は特になかった事を報告致します。
議 長	<p>只今、土田委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮りいたします。本件について、議案のとおり「任免」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって本件については議案のとおり「任免」とすることに決しました。
議 長	<p>それでは、新たに事務局に配属される佐藤主事、前に出ていただいて一言お願いします。</p> <p>(主事：あいさつ)</p>
議 長	<p>これから、よろしくお願いします。</p> <p>続いて、退任される武石主事、一言お願いします。</p> <p>(主事：あいさつ)</p>
議 長	<p>異動される武石主事、大変お疲れ様でした。</p> <p>新しく事務局に配属される佐藤主事につきましては、これからよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第64号、第65号の案件につきましては、<u>4月5日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第12回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後2時00分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月28日

総会議長 和田正春

---

議事録署名委員 江辺耕一

---

議事録署名委員 金山吉夫

---